明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業・環境**五）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一九八）　一

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、令和二年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件（**財務**一八〇）　二

○保安林の指定をする件（**農林水産**一五九四～一六〇八）　四

○保安林の指定を解除する件（**同**一六〇九～一六一八）　五

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**同**一六一九）　六

○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**一六二〇）

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**国土交通**八九七）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**八九八～九〇〇）

〔人事異動〕

内閣　内閣府　宮内庁　三

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

有権者申出方、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　七

会社その他　七

省　令

農林水産省
経済産業省令第五号
環境　省

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十二日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「平成」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。